

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の概要

「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」について、道路反射鏡及び道路照明灯の設置を義務付けるため、一部改正を行うものです。

【改正内容】

交通安全施設として第 12 条の 2 を新規で追加し、「開発行為等を行う者は、市長が別に定める基準に従い、交通事故の防止を図るために市長が必要と認める場所に、道路反射鏡又は道路照明灯を設置しなければならない。」と定めます。

なお、市長が別に定める基準については、現行の「道路反射鏡及び道路照明灯整備基準」を条例に対応するものに改正して適用します。

【改正経緯及び検証】

現在本市では、「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」に基づく開発行為等において、事業区域に接する公道及び本市に帰属される開発道路に関し、道路管理者が交通安全上必要と判断した際には、事業者に対し、努力義務の範疇で道路反射鏡及び道路照明灯を設置するよう指導しております。

現状の指導では道路反射鏡及び道路照明灯について事業者から設置の確約を得ることに限界があることから、「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」の一部を上述のとおり改正することにより、道路反射鏡及び道路照明灯の設置を事業者に義務付けるものです。

【施行日】

本改正は令和 7 年第 3 回（9 月）定例会に上程し、公布後 3 か月の周知期間を経た上で、令和 8 年 1 月 1 日から施行します。